

# 平成 30 年第 7 回農業委員会総会議事録

平成 30 年 7 月 2 日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 30 年 7 月 2 日 (月)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第 44 号 農地法第 3 条許可について

議案第 45 号 農地法第 4 条許可について

議案第 46 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更申請について

議案第 47 号 農地法第 5 条許可について

議案第 48 号 非農地証明について

議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定について

[ 報 告 ]

報告第 39 号 専決処分 of 報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 40 号 専決処分 of 報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 41 号 専決処分 of 報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 42 号 専決処分 of 報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 43 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 44 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

報告第 45 号 農用地利用集積計画の失効について

#### 4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	3番	久保田章生
4番	井野義美	5番	鬼塚健太	6番	川越定光
7番	松元明彦	8番	川崎和久	9番	松田実
10番	長友紘子	11番	川崎正信	12番	川越正彦
13番	茜ヶ久保加代	14番	持原義信	15番	小倉俊博
16番	片上英行	17番	比惠島章之	18番	川越達也
19番	秋山広美	20番	前田峰子	21番	中村和寛
22番	外蘭香	23番	井田勝美	24番	小玉利光

#### 5. 欠席委員

なし


6. 事務局出席者


局長	小八重 和 久	副主幹兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次 長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主事	加 野 步 夢		
総務係主事	平 下 拓 実		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 実 

委員 岡 武義 

委員 外岡 香 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより平成 30 年第 7 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、2 番岡武義委員、22 番外菌香委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程表を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限り、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 44 号農地法第 3 条許可については 18 件、議案第 45 号農地法第 4 条許可については 4 件、議案第 46 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更申請については 1 件、議案第 47 号農地法第 5 条許可については 24 件、議案第 48 号非農地証明については 1 件、議案第 49 号農用地利用集積計画の決定については 59 件、以上、審議件数は 107 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、16 万 7,232 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、11 万 6,975 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 44 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 92 番までを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第 3 条許可について説明します。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件につきましては、その旨を備考欄に記載しております。

今回、6名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。

そのうち、1ページの90番、2ページの94番、6ページの104番、105番、以上の4件が既に行政書士等への依頼が終わっていた案件となっております。

また、2ページの95番が、山林等のほかの地目の贈与もあわせて行政書士に手続を依頼していた案件、3ページの96番が、売買価格が相場と異なるため行政書士に依頼した案件、4ページの98番が、将来的に畜舎を建てる転用の計画があるため、3条で申請を行った案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 総体的なこと申しわけないんですが、最初の件数の件ですけれども、農地法第3条許可の件数については16件になるんですか。

○事務局（日高） 大変失礼しました。1件取り下げですので17件になります。誠に申しわけございませんでした。

89番から実際は106番までになります。それから1件取り下げで17件となり、審議件数も106件となります。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの95番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの97番までを議題とします。

○事務局(岡本) 番号97番をごらんください。

本案件は、現況地目が雑種地となっている土地についての申請です。申請地は、現在、転用の許可を得ることなく砂利が敷かれ、一部を駐車場として使用されており、違反転用の状態です。受人より、申請地を農地に復元し、露地野菜を栽培する旨の誓約書が提出されていることから、申請を受理しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページまでの101番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの103番までを議題とします。

○事務局(岡本) 番号103番をごらんください。

本案件は、父から子への使用貸借の申請です。受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、5年以上前からずっと父の農業の手伝いをしておりました。今後、父の農業を引き継ぎ、水稻や大根、パレイショを耕作する計画となっております。今回の申請で、受人の総経営面積が1万1,020平方メートルとなり、法第3条の農地



の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 45 号農地法第 4 条許可について、7 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 4 条許可について説明いたします。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 29 をごらんください。

申請人は、佐土原町東上那珂在住の農家です。申請地は、佐土原町東上那珂の年居地区内にある土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農家住宅及び倉庫の敷地の一部として利用していたことから、追認申請に及んだもので、一体利用している宅地との全体面積は 861.32 平方メートルとなっております。申請地の農地区分

は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の面積での拡張」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成は行わないことから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、番号31の申請についても、同様の追認案件でございますが、始末書の提出もあり、その他許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第46号農地法第5条許可に係る事業計画変更申請について、8ページを議題とします。

○事務局（押川） 事業計画変更について説明いたします。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号6をごらんください。

申請人は、宮崎市宮崎駅東3丁目在住の個人です。本申請は、田野町甲の農地に「一般個人住宅」を建築する目的で、農地法第5条の転用許可申請を行い、昭和56年8月31日に許可を得ております。許可後、住宅建築する計画で所有権移転を行いました。

仕事の都合により宮崎市内に居を構えたことから、許可を受けた土地での住宅建築を中断しました。今回、転用実行者を承継人に変更し、変更後の申請においても立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請については、13ページの議案第47号138番で別途議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○1番（日高委員） 許可を受けた日が昭和56年の8月となっておりますが、既に40年ほどたっておろうかと思ひますけれども、この許可を受けてから実行されたかどうかという確認等の有無と、いつまで有効なのかというところがあれば聞かせていただきたいと思ひます。

○事務局（押川） ただいまの質問にお答えさせていただきます。まずは転用が実行されたかどうかの確認につきましては、現在は、転用許可を出した事案については、転用が実行されたかどうか完了報告を提出するように申請者に指導を行っております。1年経っても完了報告が出ていない事案につきましては、文書で報告の催告を行っております。当時どこまで行っていたかというところについては把握しておりません。また、許可が有効な期間につきましては、確認させていただきまして、後で御説明させていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第47号農地法第5条許可について、9ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第5条許可について説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であり

ます、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 122 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大塚町在住の個人、受人は高岡町五町に本拠を置く児童養護施設の運営を行う社会福祉法人です。

本日、お手元に「農地法第5条許可資料」を配付しております。1ページに位置図を、2ページに土地利用状況を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地につきましては、1ページの位置図のとおり、県道高岡綾線の宮崎市と綾町の境から南西に約600メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を児童養護施設の運動場として利用していたことから追認申請に及んだもので、資料の2ページに土地利用状況を掲載しております。

土地利用状況のうち、白枠で囲った箇所が農地部分でありまして、今回の申請では、2564番3、2564番7、2640番2について申請が行われており、網かけとなっております。2564番11は未申請となっております。こちらにつきましては、同社会福祉法人は、平成29年6月に新たな理事長が就任いたしまして、組織の運営などを見直す中で、申請地が前理事長個人の所有地であったことから、寄附を受けることで協議が整い、今回申請が行われたものでございます。なお、残りの1筆の農地につきましても、速やかに是正するよう指導を行っているところです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」です。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成は行わないことから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断し、議案として上程しております。

次に、番号 123 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字浮田在住の農家、受人は宮崎市恒久2丁目在住の

個人2名です。申請地は、生目中学校から北に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「一般個人住宅」を整備したく申請に及んでおります。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、雨水は道路側溝へ放流、生活排水は公共下水道にて処理、また周囲にはブロック塀を設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号124をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字細江在住の個人、受人は宮崎市大橋3丁目に本拠を置く道路貨物運送業を営む法人です。申請地は、細江メガソーラー施設の入口から南に約100メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「道路貨物運送業事務所」を整備したく申請に及んでおります。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「流通業務施設・休憩所・給油所等の沿道サービス業」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、雨水は道路側溝へ放流、排水は公共下水道にて処理、また周囲にはブロック塀を設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号125をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字郡司分が最後の住所地である故人の相続人2名、受人は宮崎市小松台東1丁目に本拠を置く土木工事業などを行う法人です。申請地は、

宮崎市南部墓地の入口から東に約 200 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の道路災害復旧工事の「現場事務所、露天資材置場及び露天駐車場」として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域内」にあります。不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成は行わず、雨水は地下浸透にて処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、同様の「農用地区域内」で「一時転用」に該当している追認案件は、126 番があります。そのほかにも追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号 135 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町下田島在住の個人、受人は兵庫県神戸市西区に本拠を置く太陽光発電事業などを行う法人です。申請地は、一ツ瀬川河口にある漁港から南西に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「太陽光発電施設」を整備したく申請に及んでおります。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」です。申請地の周囲は一部農地と接してありますが、盛土は行わず、整地作業において周囲に土留めを設置し、雨水は地下浸透にて処理する計画となっており、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号122番につきましては、7月17日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

○事務局（岡本） 先ほど議案第46号でございました事業計画変更申請についての日高委員よりの質問にお答えいたします。

転用許可がおりた後に実行されていないような場合についてですが、まず転用許可について審査を行う場合に、「許可後、遅滞なく転用を実行すること」というのが許可の審査基準の一つとしてございます。こちらは「遅滞なく」ということになっておりますが、原則として許可日からおおむね1年以内、なので、許可日からおおむね1年以内には転用を実行するという計画でないと、原則として許可をしないことになっております。

また、転用許可を行った後、1年たっても完了報告が出ない場合につきましては、現在は事務局より完了報告を出すように督促を行っております。

また、許可後、許可時に書かれていた、転用に着手する時期から3カ月たってもまだ転用が実行されていないような場合につきましても、事務処理要領により、農業委員会より転用を実行するように指導または勧告を行うというような規定がございます。この指導によって、許可どおり実行していただくか、実行できないということであれば申請者が許可を返戻する、または農業委員会が許可の取り消しをする、または議案第46号のように事業計画の変更をするというような流れになってまいります。

なお、転用許可の効力についてですけれども、転用の許可の取り消しを行うまでは、許可の効力としては有効でございます。ただ、転用の許可の取り消しというのは農業



委員会が行うわけですが、転用を実行していない、着手していないということで、その未着手を理由に許可の取り消しを行ったという例は近年はございません。以上です。

○議長（松田） 先ほど日高隆志委員から質問がございました案件ですが、今、事務局からその答弁をしましたが、何かそのことに対して御意見ございますか。

○1番（日高委員） 今お答えいただいたとおりでわかるわけですが、そのままにしていると、農地の転売等も考えられる。40年前に買った農地を40年後に転売すると、それで利益を得る場合も考えられると思いますので、長年、40年もほっておくということがいかなものかなという気がします。ですから、やはり1年以内の速やかな完了報告書がない場合には、当局からの取り消し等も勧告すべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（岡本） 御指摘のありましたとおり、農地の転売等に悪用されるというような可能性もないわけではありませんので、今後、取り消し等についても、場合によっては検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、何か御意見ございますか。

○2番（岡委員） 先ほどの日高委員の案件ですけど、今まで受けた案件でまだ届出が出されていない案件とか、そういうのはリストアップしていないわけですか。そこ辺までは案件が多いから無理ですよ。

○事務局（矢野） 農地法という法律ができて相当の年月がたっており、相当数の許可を行っております。近年のものについてはデータの管理をして、未提出分というのは事務局もある程度把握しているんですけども、こういった40年前とか過去のものについては、転用の許可は出ておりますので、既に農地ではない土地という位置づけになります。また転売といっても、今回のように実際には2度目の転用の許可を出すということになりますので、今回の場合には、40年も経過しているというのもあって、農地の転売にはあたらないと思います。ただ近年、最近許可になった案件の未提出分は何件もありますので、この督促についてはやっつけようと思っております。

○2番（岡委員） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（松田） それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（松田） それでは、議案第 48 号非農地証明について、16 ページを議題とします。

○事務局（矢野） 議案第 48 号非農地証明について御説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記地目が農地で非農地化していることを証明するものでございます。非農地化の事由としては、主に昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

この 1 件の証明願の案件につきましては、6 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行った結果、申請どおり現況が農地でないと判断したところでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 49 号農用地利用集積計画の決定について、17 ページから 36 ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（平下） 議案第 49 号農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、17 ページの 495 番から 36 ページの 531 番までの 37 件でございます。

内訳としましては、使用貸借権の再設定が 4 件、新規設定が 6 件、賃借権の再設定が 7 件、新規設定が 9 件、中間管理特例事業による賃借が 5 件となっております。また、30 ページの 521 番から 33 ページの 526 番までの 6 件は、宮崎中央農業協同組合

が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

次に、33ページの番号527番から36ページの531番の5件につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明いたします45ページの番号548番から47ページの552番までは、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長4年10カ月の期間、農地を貸し付けた後に農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、37ページから48ページの所有権移転分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、長友紘子委員の退室を求めます。

（10番長友紘子委員退室）

○事務局（平下） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、37ページの532番から48ページの553番までの22件でございます。

37ページの532番及び45ページの548番から47ページの552番につきましては、先ほど説明いたしました33ページの527番から36ページの531番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸し付けの後に売り渡す農地中間管理事業の特例事業によるものであり、48ページの553番は、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸し付けが終わり売り渡す農地保有合理化事業によるものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

長友紘子委員の入室を求めます。

(10番長友紘子委員入室)

○議長(松田) これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局(日高) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第39号は、農地法第4条第1項第7号、市街化区域における転用に係る専決処分の報告でございまして、その数8件でございます。

報告第40号は、農地法第5条第1項第6号、市街化区域における転用に係る専決処分の報告でございまして、その数34件でございます。

報告第41号は、農地法第4条第1項本文に係る、県常設審議委員会により答申されたもの等の専決処分の報告でございまして、その数6件でございます。

報告第42号は、農地法第5条第1項本文に係る、同じく県常設審議委員会により答申されたもの等の専決処分の報告でございまして、その数15件でございます。

報告第43号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてでございまして、その数3件でございます。

報告第44号は、相続等による権利移動についてでございまして、その数11件でございます。

報告第45号は、農用地利用集積計画の失効についてでございまして、その数1件でございます。

なお、報告第39号、第40号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

報告第41号、第42号につきましては、第5回及び第6回総会において承認され、会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見がなければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成30年第7回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時57分閉会